

# 税 申告時期です

## 期限は三月十五日、早めに申告を

住民税と所得税の申告時期がきました。例年、三月十五日の申告期限がまぢかになると窓口はたいへん混雑します。そればかりでなく、落ちついて相談できなかつたり、申告に必要な書類をそろえる時間がなくなつたりする場合があります。申告はできるだけ早めに済ませましょ。

## 住民税

### 所得の多少にかかわらず申告を

●市民税・県民税の申告用紙をみなさんのお手元にお届けします。同時に配布される別

紙「昭和五十四年度分市民税・県民税申告のしかた」をよくご覧のうえ、あなたの所得金額を計算して、市役所税務課へ三月十五日までに申告してください。

●所得税の確定申告をしたかたは、あらかじめ事業税と住民税の申告をする必要はありません。

●営業所得者の申告は、窓口の混雑をさけ、二月中に申告されるようお願いいたします。

●申告を受ける税務課の窓口には、今年も「受付所」を設けて、申告書の書きかたなどについての相談に応じをぞ、市民のみなさんの便宜をはかります。お気軽にご相談ください。

### 申告のさいにご持参いただくもの

●給与支払などの源泉徴収票

### 「かたり販売」にご注意ください

最近ひんぱんに、老人クラブやボランティアの名をかたつて販売の手段として、いる業者があるようですが、

●生命保険料などの支払証明書  
●本人または家族のかたで身体障害者手帳をお持ちのかたは、その手帳  
●印かん

## 所得税

昭和五十三年分所得税の「確定申告と納税」も三月五日までです。

新津税務署では、今年も、所得や税額の計算方法などの相談を希望されるかたのために、「納税相談」を行っています。早めにお出かけください。

なお、確定申告をしなればならない方たちは、次の方たちです。  
●事業所得や不動産所得などがある人  
●一般の場合：五十三年中の所得金額の合計額が扶養控除、基礎控除、そのほかの所得控除の合計額より多い人

社会福祉協議会や老人クラブでは、そのような承諾を与えたこともなく関係していません。ご注意をお願いいたします。なお、疑問の場合は社会福祉協議会(☎四一二一一一 内線二九五)へ。

●みなし法人課税の選択をしている人：全部の人  
●給与所得がある人  
●サラリーマンの大部分のかたは申告する必要があるかもしれませんが、次のいずれかに該当する人は申告しなればなりません。

●五十三年中の給与の収入金額が一千万円をこえる人  
●給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が二十万円をこえる人  
●二か所以上から給与を受けられている人で、年末調整された給与以外の給与と、それ以外の所得との合計額が二十万円をこえる人

●同族会社の役員などで、その会社からの給与のほか、に、利子、貸付料、使用料などの支払を受けている人  
●家事使用人などで、給与の支払を受ける際、所得税の源泉徴収をされない人  
●災害を受けたため、五十三年中の給与についての源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人

### お買物、ご用命は市内で

### にいつのふるさと「幸清水」を新しい感覚で開発しました

# 幸清水

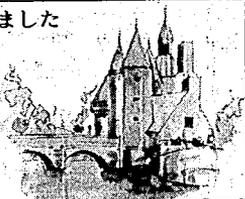
1ヶ100円

小豆をフレッシュバターで焼いたケーキです  
抹茶の香りのするケーキです  
冷蔵庫で冷たくしてめしあがるとおいしいです  
ホイルで焼いたため日持のよいケーキです

Osakaya

おさかや

本町2 TEL. 2-0112



### 春を呼ぶ……

### 各学校で豆まき大会

節分行事の豆まきが、ここ中沢保育所でも楽しく行われ、鬼は外、福は内、と園児の元気を声で響きわたりました。七十名ほどの園児が豆をもって待ちかまえているところへ、いよいよ先生が扮する鬼が登場して来ました。勇んで出て来た二匹の鬼も全員から、豆の雨を浴びてやむなく退散、チビ子パワの前には形無しでした。園児たちの元気を声に引っぱられて、もう春がすぐそこまできているようでした。